

○財務省告示第二百五十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十九年八月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第五十

五回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

五

募方

イ
入札発競争
価格競争
入札発競争

各申込みのうち応募額を価格の高い
もかかる。そのうち応募額を順次割り
当てる。特別参加者ごとの応募
各国債市場特別参加者ごとの応募
募限度額の範囲内において各申
込みに応募額を割り当てる。

六

イ
発

入札発競争
価格競争
入札発競争

額面金額で六千四百七十二億円
うち、財政法第四十一条の規定に
基づき、額面金額で六千三百
八十六億四千六百六十円、特
別会計に關する法律第四十六条
第一項の規定に基づき発行した
利付国債については、額面金額
で八十五億五千三百四十万円
財政法第四十一条の規定に基づ
き発行した利付国債について

ロ

国債市場
参加者
特別参加者

て、額面金額で千五百十九億円

十 十 イ 一 発 価 発 格 行 行 競 価 争 格 日	九 八 振 額 最 替 単 位	八	七 イ 払 込 金 額	八
額 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 八 円 十	五 万 円	三 百 一 億 四 千 七 百 四 十 万 円	円 千 五 六 四 万 千 三 百 九 百 五 十 十 五 億 六 千 五 百 八 十 万 四	で 三 百 七 億 円
平 成 二 十 九 年 八 月 十 日	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿			特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て 額 面 金 額
す る 。	の 記 載 又 は 記 録 は 最 低 額 面 金			
額 の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と				

ロ

十三

入札発行
国債参加
特別参加
者別第I
非格競
争入札
行及び
債市場
別参加
・第II
格競
入札
発行
利率
の経過
払込み

十四
初期
利子

年〇・八パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加額を第二号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8 \times 51}{100 \times 365}$$

平成二十年十二月十日を支
払期とし、次の算式により支出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次の号及び第十六号において
規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十五
第二期
利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い日とし、各支払期にお
いて、その日の以前六月間に属す
る利子を支払う。

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 額 期 限

平 財 日 額 平
成 務 本 面 成
二 大 銀 金 五
十 臣 行 額 十
九 か ら 百 九
年 通 円 に 年
八 知 を につ 六
月 受 受 百 月
十 け け 円 二
日 者 者 円 十
日 者 者 日

者